定する連結親法人事業年度開始の日）から起算して三年前の日から当該分割等事業年度開始の日の前日までの期間内に終了した当該分割法人等の各事業年度（当該）に、「、当該連結事業年度」を「当該連結事業年度とし、当該分割等事業年度開始の日が当該分割承継等事業年度開始の日前である場合には当該分割等事業年度開始の日から当該分割承継等事業年度開始の日の前日までの期間を含む。」に、「第二十七条の四第二十項」を「第二十七条の四第十九項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十項又は第二十一項の処分（第二十二条の二十三第二十項又は第二十一項」を「第二十二項又は第二十三項の処分（第二十二条の二十三第二十二項又は第二十三項」に、「のあつた」を「があつた」に、「第四十二条の四第一項又は第四項」を「第四十二条の四第一項、第三項又は第七項」に、「同条第六項第十号」を「同条第八項第十号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第三十九条の三十九第十九項」を「第三十九条の三十九第十八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第二十七条の四第二十項」を「第二十七条の四第十九項」に、「第三十九条の三十九第十九項」を「第三十九条の三十九第十八項」に、「第二十三項及び第二十四項第四号」を「第二十五項及び第二十六項第四号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第二十七条の四第二十項の」を「第二十七条の四第十九項の」に、「第二十四項に」を「第二十六項に」に、「同条第二十項」を「同条第十九項」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十項」を「第二十七条の四第十九項」に、「第二十四項第二号」を「第二十六項」に改め、同項第四号中「第二十七条の四第二十項」を「第二十七条の四第十九項」に、「第四十二条の四第六項第十号」を「第四十二条の四第八項第十号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の前に次の二項を加える。

19　施行令第二十七条の四第十四項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額が生じた事業年度の確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一　施行令第二十七条の四第十三項第二号に掲げる試験研究　次に掲げる金額の合計額

イ　当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該大学等が支出する当該試験研究に要した費用であつて当該法人が負担したもの（施行令第二十七条の四第十三項第二号に規定する契約又は協定（ロにおいて「契約又は協定」という。）において当該法人が負担することとされているものに限る。）に係るものであることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項及び次項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

ロ　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用（契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額に係る費用を除く。）に係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二　施行令第二十七条の四第十三項第三号に掲げる試験研究　次に掲げる金額の合計額

イ　試験研究費の額のうち当該他の者が支出する当該試験研究に要した費用であつて当該法人が負担したもの（施行令第二十七条の四第十三項第三号に規定する契約又は協定（ロにおいて「契約又は協定」という。）において当該法人が負担することとされているものに限る。）に係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

ロ　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用（契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額に係る費用を除く。）に係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

三　施行令第二十七条の四第十三項第六号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該大学等が支出する当該試験研究に要した費用であつて当該法人が負担したもの（同号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。）に係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

四　施行令第二十七条の四第十三項第七号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該特定中小企業者等が支出する当該試験研究に要した費用であつて当該法人が負担したもの（同号に規定する契約又は協定において当該法人が負担することとされているものに限る。）に係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額

20　施行令第二十七条の四第十四項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額のうち施行令第二十七条の四第十三項第八号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料であつて当該法人が特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）に対して支払つたものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した事業年度の確定申告書等に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

第三章中第二十条の前に次の節名を付する。

第一節　特別税額控除及び減価償却の特例等

第二十条の二を次のように改める。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の二　法第四十二条の五第一項に規定する財務省令で定めるものは、その有する発電用の電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物の出力の合計が二百万キロワットを超えるものとする。

第二十条の三第一項中「次に掲げるもの」を「測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）」に改め、同項各号並びに同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第二十条の四第二項第一号中「野球場、陸上競技場、蹴球場」、「、スキー場」、「、体育館」、「、釣り場（海、湖等においてレクリエーションの目的で魚類等を釣るための施設で、釣り桟橋、蓄養施設、管理施設及び照明施設を備えたものをいう。）」及び「、遊漁船等利用施設（スポーツ又はレクリエーションの用に供する遊漁船、ヨット、モーターボートその他の船舶を係留する施設並びにこれらの船舶の利便に供する航路標識等の航行補助施設、給水、給油又は給電のための施設、通信施設並びに漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号イ及びハ並びに第二号イ、リ（宿泊所を除く。）、ヌ（陸上船舶保管施設を除く。）及びカに掲げる施設をいう。）、遊覧船発着場（遊覧の用に供する船舶のために設置される係留施設、旅客施設及び船舶役務用施設をいう。）」を削り、同項第二号中「、図書館」を削る。

第二十条の七第一項中「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「第二十七条の十二第十八項」を「第二十七条の十二第二十項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二十七条の十二第七項」を「第二十七条の十二第九項」に改め、「書類（」の下に「法第四十二条の十二第五項第十一号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた」を加え、「法第四十二条の十二第五項第十一号の地方活力向上地域に移転して整備した同号に規定する」を「当該計画の認定に係る」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十七条の十二第六項」を「第二十七条の十二第八項」に改め、「書類（」の下に「法第四十二条の十二第五項第一号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同号に規定する計画の認定（以下この項及び次項において「計画の認定」という。）を受けた」を加え、「法第四十二条の十二第五項第六号の地方活力向上地域において整備した同号に規定する」を「当該計画の認定に係る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十七条の十二第五項に」を「第二十七条の十二第七項に」に、「第二十七条の十二第七項第一号」を「第二十七条の十二第九項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第二十七条の十二第四項及び第五項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該法人が受けた地域再生法第十七条の二第三項の認定に係る特定業務施設（法第四十二条の十二第五項第五号に規定する特定業務施設をいう。第四項及び第五項において同じ。）に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。